

## 学校感染症等に係る登校・登園に関する意見書

氏名

生年月日 年 月 日生まれ

- 下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則にもとづき療養を指示していましたが、  
月 日以降の登校・登園が可能であると判断しました。

第一種感染症  ( ) [治癒]

第二種感染症  インフルエンザ(A型・B型) [発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、解熱した後2日(ただし幼児は3日)を経過するまで]

新型コロナウイルス感染症(COVID-19) [発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで]

麻疹 [解熱後3日経過]

水痘 [すべての発疹の痂皮化]

流行性耳下腺炎 [耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現したあと5日経過し かつ全身状態が良好]

百日咳 [特有の咳が消失 または 5日間の適正な抗菌性物質製剤療法が終了]

結核 [感染のおそれなし]  験膜炎菌性髄膜炎 [感染のおそれなし]

### 第三種感染症

流行性角結膜炎

急性出血性結膜炎

[感染のおそれなし]

腸管出血性大腸菌感染症(\*) (\*便の細菌培養において2回陰性が確認されたものとするのが一般的である。)

コレラ  細菌性赤痢

腸チフス

パラチフス

### 第三種その他の感染症 [詳細は付録部分を参照]

A群溶血性連鎖球菌咽頭炎(溶連菌感染症)

アデノウイルス感染症

感染性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルスなどによるもの)

RSVウイルス・ヒトメタニューモウイルス・マイコプラズマなどの急性呼吸器感染症  
(登校登園に差し支えると考えられるもの)

その他 ( )

いまだ病名の確定には至っていませんが、下記のような病状から「感染のおそれなし」と判断できず、現時点での登校・登園は不適切であると判断します。

血液・粘液を含む便 この24時間以内に複数回の嘔吐 原因不明の発しん  
よだれを伴う口内痛・口内炎 発熱・脱水などの全身症状と持続する原因不明の腹痛  
がんこな咳嗽 咳腺の腫大 いちじるしい眼睛・結膜充血

[  その他の意見: ]

年 月 日

医療機関名:

診察医師名: